

徳島県告示第三百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法人橋本病院	株式会社藤嶋建設	名 称	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
徳島市中常三島町三丁目二二番地の一	美馬市美馬町字東宗重八二の一	所 在 地	訪問介護ステーションこまち	美馬郡つるぎ町貞光字太田西二九六番地三	訪問介護	令和七年五月十五日	令和七年六月一日
二番地の一	橋本リハビリテーションクリニック	名 称	徳島市中常三島町三丁目一九番地の三	通所リハビリテーション	同日	同 四月 七 日	同 五月 三十一日